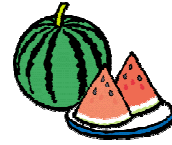




# 法務ページ・かわら版

平成 22 年(2010 年) 8 月 1 日号 VOL.28

【おいしいスイカの見分け方は、昔ながらの叩いた音で聞き分ける、ポンポンと響く音がオススメです】



平成 22 年  
第 28 号

こんにちは。

小学生の夏休みは、宿題を一気に片付け、あとは遊んでいた行政書士・社会保険労務士の妹尾です。

でも、考えてみると、宿題は毎日少しずつして、勉強の習慣を忘れないようにするという目的もあると思います。

宿題も遊びもなんでもそうですが、バランスよく継続することが大切です。

それでは今月も事務所通信をお届けします。



妹尾 悟

せのお家★家族4人の日記  
「盆踊りのはずが…」

～Vol.23～



7月、下の子が通う幼稚園の盆踊り大会へ行って来ました。

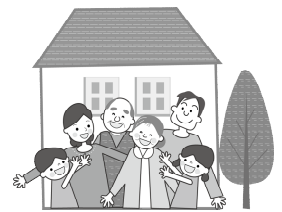
音楽が流れ、盆踊りのスタート。

輪になって踊るはずが…、4才児の子供たちなので途中から踊っているのか、みんなでじゃれあい騒いでいるのか、よくわからなくなり…、そのまま終わってしまいました。；

終わったあと、保護者会からいただいたちょうちんの明かりが、帰り道の中、幻想的でした。

## ★2分でわかる！ ほう～務事典 「貸金庫の扉は閉ざされたまま……？」

被相続人が銀行の貸金庫を借りたまま亡くなった場合、貸金庫の開扉について大方の銀行は、相続人全員の立ち会いを求めます。



貸金庫の契約は、利用者(被相続人)と銀行との賃貸借契約だからです。

ところで、貸金庫の中身の取り出しを急ぐ場合で、一部の相続人が立ち会いできないときや貸金庫の中に一部の相続人に不利益な内容の書類等が入っているのを知っており、立ち会いに応じないとき、貸金庫の扉は閉ざされたままなのでしょうか？

そのような場合の方法として、公証人(公証人役場)に事実実驗公正証書の作成を囑託(依頼)し、公証人立ち会いのもとで貸金庫の開扉を得る方法があります。

事実実驗公正証書というのは、公証人が見聞、体験した事実を公正証書として作成するものです。

こうして貸金庫を開扉した結果、貸金庫内の内容物の中に遺言書が発見された場合、一部の相続人であっても遺言書の引き取りを認めることが妥当であると考えられています。(現実的には、銀行が承諾するかどうかによります)

ちなみに、遺言書が発見された場合は、家庭裁判所に提出し「検認」を受けなければなりません。これを怠ると過料に処せられます。

電話によるお問い合わせは 0866-63-3213 まで

お電話の受付時間●毎日・午前9時～午後7時 FAX050-1188-2050(24時間受付)

養育費の不払いが増加しています。離婚時の口約束や念書だけではトラブルを回避できない可能性も…。

◆「養育費不払い」が増加傾向

厚生労働省の「全国母子世帯等調査」(2006年度)によれば、離婚の際に養育費の取決めをしている母子家庭は39%であり、養育費の支払いを「現在も受けている」という家庭はその約半分の19%にすぎないそうです。最近では、養育費の不払いが増加傾向にあるようで、社団法人家庭問題情報センターの「養育費相談支援センター」によれば、2009年度における不払いの相談が前年度比で約5割増えたそうです。

◆強制執行をするには何が必要か？

口約束や念書などの取決めだけでは「強制執行」ができないため、「公正証書」を作成するか、家庭裁判所での離婚調停の際に「調停調書」の内容としてきちんと決めておくことが重要になってくるそうです。

養育費の請求は、子供が未成年の間はいつでも行うことができ、離婚時に決めていなくても、その後の申立ても可能です。調停などで決めたにもかかわらず支払いがない場合には、裁判所が履行を勧告してくれます。これに相手から従わなければ、強制執行が可能となります。

◆金額の変更は可能か？

離婚後に養育費の金額変更などを望む場合は、まずは話し合うことが大切です。

合意ができない場合は、家庭裁判所で新たに調停を求めれば、公正証書などで決めた内容であっても変更が認められる場合があります。ただし、状況に変化がなければ、その後の増減は認められにくいのが現状のようです。

◆トラブルになりやすい「住宅」「生命保険」

離婚後の大きな問題の1つとして「住宅」があります。第三者に売られる可能性を低くするため、夫婦共有名義であったマンションについて妻単独名義

への変更を希望しても、ローンの債務者が元夫になっているため、銀行が承諾しないという相談が増えているそうです。妻に経済力がない場合などは、ローンの切替えが認められないケースも多いようですが、妻の実父に連帯保証人になってもらうなどして、妻の収入と合算することによりローンの切替えが認められる場合もあるそうです。

この他トラブルになりやすいのは「生命保険」です。元夫が生命保険の受取人名義を元妻の名前にしたまま変更していなかった場合などは、離婚の原因が妻の側にあったとしても、男性が死亡すれば保険金は別れた妻のものとなります。

離婚時にトラブルはつきものですが、あらかじめ「予防策」と「解決策」を知っておくことが、一番の有効手段となるのではないのでしょうか。

私の独立開業物語 ～Vol.5～

「3回の挑戦を通してわかったこと」

前回の続きです。3回の行政書士試験を通してわかったことは、試験には“やり方がある”ということでした。

前回も書きましたが、資格試験は、まず過去問題にあたるのが常道です。試験を作る側は過去問題を参考にしています。社会保険労務士試験であれば、論点(正誤の判断となるポイント)を変えながら、あるいは2、3年前の問題をそのまま出題しています。資格試験によっては、過去問題だけをやっていれば受かるものもあります。(社労士試験はそれだけでは難しいかも)

その資格試験の傾向を調べ、受かるために必要な点から今の自分の実力を引けば自ずとやるべきことがわかります。



つづく

●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに見つかります。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>